

第5 本事案発生後の中学校及び青森市教育委員会の対応についての検証

1 生徒が死亡したときの学校・教育委員会の対応について

(1) 生徒が不慮の死亡に至った場合、学校は、あらゆる場合を想定して対応する必要がある。本事案では後述のとおり比較的早期に遺書の存在が明らかになり、その内容も遺族より提供されている。自殺の可能性が高く、また、遺書には、複数の生徒の名前も記され、遺族からは調査の要望もなされていた。このような場合、学校及び市教委は、生徒の自殺が発生したときの対応、及び「いじめにより・・・児童生徒の生命・・・に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(法第28条第1項第1号)として、いじめによる重大事態としての対応が求められる。

(2) 生徒の死亡が自殺であったときの対応としては、本事案発生の時点で、平成22年3月に「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(以下、「手引き」という)及び平成26年6月に「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(以下、「指針」という)が、文部科学省より発出されている。

指針では、背景調査の目的として、再発防止に活かすことに加えて、遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えることを挙げている。また、手引きでは、目の前の対応に追われて本質を見失わないよう、何をすべきかイメージしやすい目標を掲げることが推奨されており、初期の目標の例として、遺族の気持ちに寄り添うこと、心のケア、学校の日常活動の回復、自殺の連鎖(後追い)防止が指摘されている。

その後は適切なリーダーシップと必要な人員の確保、危機時の役割分担を意識しながら、引き続き遺族へのかかわりを密にし、情報収集・発信、保護者への説明を行い、生徒の心のケア、学校活動再開に向けて進めていくことが求められる。

(3) 次に、いじめによる重大事態としての対応であるが、重大事態の発生がいじめであるかは「疑い」で足り、遺族からいじめの存在が示唆され、かつ調査との申立てがあれば、重大事態として対処する必要がある。また、いじめがあったのかどうか、死亡原因が学校関係、いじめにあるのかどうかは調査を行って検証する必要があり、この調査については、本事案の発生の時点では、法に基づいて平成25年10月に「いじめ防止等のための基本方針」(文部大臣決定。以下「国基本方針」という)が発出されている⁷。

法及び国基本方針においては、生徒の死亡という重大事態が発生した際、学校の設置者(本事案では市教委)又はその設置する学校(本事案では浪岡中学校)が、速やかに、当該学校設置者又は学校の下に組織を設け、適切な方法に

⁷ なお、国基本方針は本事案発生後の平成29年9月に改定されており、これと同時期に、文部科学省から「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下「国ガイドライン」という)も発出されている。

より当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされている。

国基本方針においては、児童生徒の自殺という事態が起った場合の調査の在り方について、調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要であること、在校生及びその保護者に對しても出来る限りの配慮と説明を行うこと、いじめの疑いがあることをふまえ、学校設置者又は学校は、主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案すること、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、出来る限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努めることなどが推奨されている。

(4) 以上の観点に基づき、子どもの自殺対応、及びいじめの重大事態対応の観点から、本事案における対応について検証する。

2 本事案における事案発生後の対応について

(1) 学校の対応について

ア 事案発生直後（約1ヶ月）の管理職の対応

平成28年8月25日午前11時頃、弘前警察署から浪岡中学校に、事案の発生を知らせる連絡があり、校長は、市教委学務課に第一報を入れた。

26日、校長、教頭は、教員に葛西 りまに関わる指導記録等の収集、確認、整理を指示し、すべての教員への聴き取り調査を行うとともに、校長を含む5名の教員で遺族宅を訪問した。訪問した際、遺族から葛西 りまの死亡について生徒や保護者に話をするのは、27日に東京で実施される手踊りの全国大会が終了した後として欲しい旨の要望を受け、そのとおり対応することとした。

27日午前中には、校長を含む16名の教員が火葬に参列した。

29日午前中には、遺族が来校し、校長室において、校長等に、葛西 りまのスマートフォンに残された遺書のコピー複数枚を交付するとともに、十分な調査をするよう要望した。また、その場において、校長は、葛西 りまが亡くなった事実について、生徒に話すことについて遺族から了承を得た。

同日正午ころ、浪岡中学校体育館において、生徒集会が開催され、校長から生徒に葛西 りまが亡くなった事実等が伝えられた。

29日に欠席した生徒については、各学級担任が全員の家庭を訪問し、集会の内容を伝えている。この頃、校長は、2年4組については、学級担任に加えて、副担任の2人体制で学級運営するよう指示している。

30日には、保護者集会を開催し、事案について保護者に伝えることにつき遺族の了承を得て、31日午後6時30分から、浪岡中学校体育館において、保護者集会を開催した。

集会では、集まった約240名の保護者等に、校長から事案の概要等について伝えた。この集会には市教委も同席し、指導課長から保護者に向けて、全校生徒を対象としたアンケートを実施することについて伝えた。

9月5日には、全校生徒に対し、「いじめの実態を把握するための緊急調査」を実施し、全教員に対し、その結果をふまえた個人面談の実施を指示した。

その後、学校は、市教委の指示を受けながら、9月7日に開催される審議会に向け、基本調査資料（それまでに学校が保持している資料を整理したもの）を作成した。

イ 事案発生直後（約1ヶ月）の教員の対応

事案発生後、教員は、市教委から派遣された生徒指導主事及び指導課職員、県教委から派遣されたスクールカウンセラー4名と情報共有し、連携を取りながら、登校している生徒に対しては学校において、欠席した生徒については家庭訪問による心のケアに努めるとともに、葛西 りまに関する指導記録等関係資料の整理を行い、「いじめの実態を把握するための緊急調査」（9月5日実施）の結果を踏まえて個人面談を実施した。

程なくして、インターネット上で生徒や保護者の個人名、画像を上げて誹謗中傷する書き込みがされ始め、8月30日には、全校集会を開催し、生徒指導主事からSNSについての全体指導が行われたものの、このことに不安を感じた生徒が、学校に相談を持ちかけたり、欠席したりしたため、教員はその対応に追われることとなった。インターネット上の書き込みはその後も後を絶たず、9月中旬に1361件の記事に対し市教委削除依頼をしたもの、削除完了が確認された記事は752件（55%）に留まった。

9月12日には審議会による全校生徒を対象としたアンケート調査が実施され、時を同じくして、青森県警察による生徒への聴き取りも始まったため、このことに不安を感じた生徒の心のケアや、保護者への説明などの対応が必要となった。生徒の中には、多数回の保健室利用やスクールカウンセラ一面談を受けた者もあり、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーを中心となって特に心配のある生徒の状況を共有し、連携し合いながら対応に努めた。

9月17日から19日には市中体連秋季大会（新人戦）が開催され、教員は各会場に複数体制で臨み、生徒観察を行った。

翌週は秋季大会の振替休日となっていたが、2学年生徒全員を対象とした家庭訪問または電話連絡を計画的に実施し、引き続き心のケアに努めた。

（2）事案発生直後（約1ヶ月）の市教委の対応について

8月25日、校長から市教委学務課への連絡を受け、学務課から報告を受けた指導課は、正午過ぎ、直ちに中学校及び弘前警察署に指導主事をそれぞれ1名派遣した。午後2時過ぎには、青森県教育委員会の出先機関である東

青教育事務所から教員1名が、情報収集のため、指導課に常駐することとなった。

また同日、指導課長から審議会会长に事案の概要を説明している。

26日には、市教委の要請に応じて県教委から緊急派遣されたスクールカウンセラー4名が中学校に常駐することとなった。あわせて、指導課職員2名を中学校に常駐させ、対応の支援に当たることとした（その後さらに、後述の手踊り写真に関する報道がされた10月18日頃以降から電話による問い合わせが増加し、そのことに対応させるための職員を1名追加で常駐させることとした。）。

30日には臨時教育委員会を開催し、教育委員に対して事案の概要について説明した。また、県教委から緊急派遣されやスクールカウンセラーの派遣期間を1週間延長するよう要請した。同日、青森県教育委員会を通じて、弘前大学大学院医学研究科神経精神医学講座からカウンセリング等の支援についての話を受け、9月2日にスクールカウンセラーの取りまとめ役（スーパーバイザー）としての支援を要請した。

31日には、青森市長及び教育長が遺族宅を弔問に訪れた。

9月に入り、1日の午前9時から正副議長及び各派代表者に事案の概要や今後の方針について説明するとともに、11時半には臨時小・中校長会議を開催した。会議では、教育長からすべての小・中学校長に対して、「いじめの実態把握のための緊急調査（平成28年4月～8月のいじめ認知件数の再調査）」を指示するとともに、「既に解消した」とされる案件についても再度調査するよう伝えた。

生徒の自殺という重大事態の発生を受け、市教委は、学校の設置者として自ら主体となってその原因等についての調査を行うこととし、常設の審議会を調査組織とすることとした。

審議会委員の日程を調整の上、8月中旬に審議会の臨時会を9月7日に開催することを決定し、9月1日の正午から教育長が行った記者会見において、そのことを発表した。

9月7日、審議会臨時会が開催され、翌8日から審議会による遺族との対話（聴き取り）が開始された。9月12日には審議会による全校生徒に対するアンケート調査が実施され、14日に回収された（回収率95.6%）。同日午後8時から、アンケート実施を伝える記者会見が審議会会长によって行われた。

9月16日には、全小・中学校長に対して指示した「いじめの実態把握のための緊急調査」の結果が集計され（認知件数894件：小学校776件、中学校118件⁸⁾）、この結果を各学校に周知するとともに、同日午後4時から指導課長による記者会見を開催した。

9月17日～19日の2日間は市中体連秋季大会（新人戦）が行われ、指

⁸⁾ 平成27年度の青森市のいじめの認知件数は160件（小78件、中82件）であった。

導課職員が分担し、各競技会場を巡回した。

秋季大会明けの9月22日から、審議会による生徒たち及び保護者との対話（聴き取り）が開始された。

（3）その後の対応について

ア 全般的な対応

学校は、引き続き市教委のサポートを得ながら、遺族、及び生徒たちの心のケアに努めた。遺族に対しては、葛西 りまの月命日に校長及び教員らが自宅を訪問して焼香した。生徒の自殺という衝撃的な出来事があり、それがマスコミで報じられ、後述のインターネット等による攻撃も相次いだことなどで、生徒たちの心身の安定が害され、不調を訴える生徒は複数名あった。希死念慮言動を見せたり、精神科受診、継続加療を要する事態となった生徒もあった。これら生徒たちの心のケアについては、事案発生翌日（8月26日）に県教委から緊急派遣されたスクールカウンセラー4名による支援体制が10月19日まで継続された。

マスコミが生徒との接触を図ろうとすることについて、どのように対応するかも現場で悩まれた様子であった（教員としては生徒保護の観点からむやみに応じないようにと述べたことが、「ありのままの葛西 りまの姿を伝えたい」との思いで話をしようとした生徒にとって不当な阻害と受け止められた経過もあったようである。）。

調査については、審議会が各委員の専門的知見を活かし第三者的立場から行うものと、別途、青森県警察が行うものが並行しており、これらの調査に基本的には委ねることとし、必要に応じ、生徒や保護者の聴き取り（対話）日時の調整や、関係資料の提出など、調査への協力を行った。

イ インターネット等による攻撃について

本事案では、前述のとおり、事案発生後間もないころから、生徒や保護者の個人名、画像を挙げて誹謗中傷する内容の書き込みが始まり、「爆サイ」というネット掲示板に住所や電話番号などの情報が書き込まれる事態ともなった。

新聞等で葛西 りまの遺書の一部が発表され、生徒の名前が挙げられていることが報道されると、挙げられた生徒は〇〇ではないか等の書き込みが相次ぎ、憶測が憶測を呼ぶような事態となった。

10月18日には葛西 りまを被写体とする手踊りの写真が黒石市の写真コンテストで入賞取消となったことについての報道がされ、これをきっかけとして、本事案は全国的に知られることとなり、インターネット上の書き込みもさらに増加することとなった。

ある時期以降、さらに、電話、葉書を送る、自宅に物を送り付ける等、インターネット攻撃を超えて、形あるものによる攻撃にも発展した。

これらの攻撃はいずれも匿名でされたものであり、行為者を特定することは困難であるが、生徒たちからは「内容が具体的過ぎるためクラスの誰かがやっているのではないか」「誰かに監視されているような感覚で大きな不安を感じる」などの訴えがあり、学校においては、学級担任やスクールカウンセラーを中心に訴えを聞き、心のケアに努めるほか、ネットリテラシーに関する生徒への指導を繰り返し行った（事案発生後10月までにかけて、LINEに関する指導は3回、Twitter等に関する指導は5回行われている。）。

10月3日には、教員らが保護者や後援会と連携の上「生徒をソーシャルネットワークから守るための緊急提案」を作成し、翌4日の職員朝会で確認をとった上、生徒に配布し、読上げを行った。この提案には、生徒や保護者に対し、インターネット上に一度書き込んだり送ったりした情報は一生消えず、犯罪になるおそれもあるので、いたずらでもやめるようにとの注意喚起などが盛り込まれていた。

（4）対応についての検証

ア 初期対応について

学校は、事案発生の連絡を受けた8月25日以降、直ちに、遺族と連絡を取り合い、その意向をふまえて生徒や保護者に事案発生を伝えるタイミングを決定し、火葬に参列し、月命日の焼香を続けた。

8月29日に遺族からの遺書の提供も踏まえて、重大事態と判断し、遅くとも9月1日までに、速やかに、第三者委員によって構成される審議会による調査を行うことを決定し、審議会調査開始後は必要に応じ調査への協力を行った。

事案発生後、学校や市教委が安易に「いじめによる自殺ではない」と発言するなどしたことは確認されていない。

もっとも、審議会調査が早期に開始された中で安易な意見表明は避けるべきと考えたのだとしても、学校として事案発生前から少なくとも「トラブル」の存在は認識し、早期に遺書の存在も明らかとなっていた（その中では、学校が「トラブル」の相手として認識していた生徒たちの名前が挙げられていた）本事案においては、「いじめではない」と言わないということのみならず、これを超えて、いじめがあった可能性を前提に大切な我が子を突然失った遺族の悲しみに配慮した対応を行うこともあり得たところ、本事案でそのような対応がされたとはいえない。この意味では初期目標のうち「遺族の気持ちに寄り添うこと」は十分ではなかった。

他方、スクールカウンセラー複数名の緊急派遣・常駐等による生徒たちの心のケアに努めながら学校の日常活動の回復に向け準備をしたものであり、初期目標の「心のケア」、「学校の日常活動の回復」においても、適切な対応がとられたといえる。

結果として、生徒たちには強い動搖がありながらも、事案発生後1ヶ月未満で迎えることとなった大きな行事である市中体連秋季大会（新人戦）も無

事終えることができ、自殺の連鎖（後追い）を出すことなく今春全生徒を卒業させるに至ったものである。

この点で学校及び市教委の対応は評価できるものである。

イ その後の対応について

生徒の自殺というそれだけでも衝撃的な出来事があったのみならず、その後のマスコミ報道やインターネット等による攻撃が相次いだことで、学校及び市教委としては、対応に極めて苦慮したものと思われる。

いじめ、重大事態化を防ぎ得なかつたことについて学校や市教委として反省し今後に活かすべき点があるとしても（この点については第4において詳述した。）、事案発生後に起こったマスコミ報道やインターネット等攻撃は学校、市教委の対応の不備によって生じたこととはいえず、そのコントロール不能なところで生じ、肥大化してしまったものであって、この点で学校や市教委を責めることは酷である。

もっとも、第3－1でいじめと認定した事実に関与した生徒（何が審議会でいじめと認定されるかは最終的な答申を受けるまで分からなかったとはいえ、少なくとも、学校で事案発生前「トラブル」と認識した事実はあったのであり、これに関与した生徒）に対する指導が十分なされたといえるかについては、疑問が残るところである。

審議会調査が早期に開始されたことからそれを優先すべきと考えられたのであろうことは理解できるし、いわば私刑ともいるべき前述のインターネット等攻撃で精神的に打撃を受けている生徒に対し、どの段階でどのように本事案と向き合わせることができたか、難しい問題はあろうと思う。とはいえ、（一方的に決め付けて責めるのではなく）丁寧に経過を聴き取り、言い分も酌んだうえで、あってはならない結果に至ってしまったのは何がいけなかつたのか、自分はどう行動すべきだったのか、二度とこのような結果を招かぬよう今後はどうすればよいのかといったことについて、個々の「気付き」に向けていく対応は、「教育」そのものであり、学校現場において行われるべきことではあった。

もう一点、生徒たちの心のケアについては、前述のとおり市教委が事案発生直後から複数のスクールカウンセラーによる支援体制を整え、教員らと連携して出来る限りのことを行ってきたと評価できるが、生徒たちにとっての支援者である教員自身、生徒の自殺による精神的打撃やその後の状況によって心身が疲弊する事態となっていたことは言うまでもなく、「支援者に対する支援」が必ずしも十分ではなかつたのではないかと思われた。

9月2日にスクールカウンセラーのとりまとめ役としての支援を依頼され、5日に来校した████大学の████医師は、生徒のみならず教員のケアの必要性にも言及し、学校でのクレーム電話対応については時間を決めるなどして軽減してはどうかとの具体的な助言なども行っていた。

スクールカウンセラーらが事案発生翌日から10月19日まで30日間

の緊急支援期間を振り返って作成した「浪岡中学校における緊急支援の経過」と題する報告書でも、スクールカウンセラーの支援の目的として「教員へのケアとサポート」「ショックを受けた生徒や教員ができるだけ自然に日常生活に戻れるようにする」との内容が挙げられていた。もっとも、実際に実施されたこととしては、複数名、複数回にわたる生徒たちの深刻な訴えにまず対応する必要があったためか、教員自身の心の健康維持に向けた活動まではされていなかったようである（上記報告書上、活動内容として「教員との情報交換やコンサルテーション」は挙げられているが、これは、教員自身の悩みに関する相談ではなく、生徒たちへの対応についての相談と思われる。）。

学校側としても、おそらく教員自身のケアの必要性は認識していたとは思われるが、生徒たちへのケアをどうしても優先せざるを得なかつたという事情があったと思われ（[医師の助言にあった電話対応の軽減案も、クレームだけでなく生徒や保護者からの相談もあるので決めた時間のみの対応とすると割り切ることも難しかつたようである。]）、この点において、市教委側でさらなるサポートがはかられることがなお望ましかつた。